

登録商標「**ハイガード**
HIGUARD」不使用取消審決取消請求事件：知財高裁平成27(行
ケ)10086・平成27年8月3日(3部)判決<請求認容/審決取消>

【キーワード】

商標法50条1項(不使用による登録取消), 標章態様の社会通念上の同一性

【主 文】

- 1 特許庁が取消2013-300258号事件について平成27年3月31日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯

- (1) 原告(日本ウェーブロック株式会社)は, 以下の商標(登録第5041167号。以下「本件商標」という。)の商標権者である。
(本件商標)

ハイガード
HIGUARD

出願日：平成18年5月22日

設定登録日：平成19年4月13日

指定商品：第17類「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート，繊維と貼り合わせたプラスチックシート，シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品，その他のプラスチック基礎製品，農業用プラスチックフィルム，岩石繊維製防音材（建築用のものを除く。），石綿の板，石綿の粉，化学繊維（織物用のものを除く。），石綿，岩石繊維，鉸さい綿，糸ゴム及び被覆ゴム糸（織物用のものを除く。），化学繊維糸（織物用のものを除く。），石綿糸，石綿織物，石綿製フェルト，石綿網，ゴム製包装用容器，コンデンサーペーパー，石綿紙，バルカンファイバー，ゴム」

- (2) 被告(カラーマトリックス ホールディングス インコーポレイテッド)は, 平成25年3月29日, 特許庁に対し, 本件商標は, その指定商品

中、第17類「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート、繊維と貼り合わせたプラスチックシート、シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品、その他のプラスチック基礎製品」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが使用した事実がないから、商標法50条1項の規定により本件商標の商標登録が取り消されるべきであるとして、本件商標の商標登録取消審判を請求し（以下、この請求を「本件審判請求」という。）、同年4月12日、本件審判請求の登録がされた（甲36）。

特許庁は、本件審判請求につき、取消2013-300258号事件として審理し、平成27年3月31日、「登録第5041167号商標の指定商品中、第17類「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート、繊維と貼り合わせたプラスチックシート、シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品、その他のプラスチック基礎製品」については、その登録は取り消す。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同年4月9日、原告に送達された。

(3) 原告は、平成27年5月8日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由

本件審決の理由は別紙審決書（写し）のとおりであり、その要旨は、以下のとおりである。

(1) 被請求人（原告）提出の証拠によれば、原告は、50m巻きのポリエステル織布にPVC樹脂をコーティングした「ターポリン」の商品について、片仮名の「ハイガード」及び欧文字の「High-guard」の商標又は片仮名の「ハイガード」の商標を使用した商品カタログを平成24年6月25日以降に作成し、使用したことが認められる。

上記商品は、本件審判請求に係る指定商品である「プラスチック基礎製品」に含まれる。

(2) しかしながら、本件商標の下段の「HIGUARD」の欧文字は、辞書類に載録されない造語であり、特定の観念を有しないのに対し、上段の「ハイガード」の片仮名のみが表示された場合には、「high guard」の欧文字を想起し、その表音を表記したものと容易に理解し、「ハイガード」の片仮名は、「高いガード（保護）」、すなわち「商品を守る保護の程度が高い」との観念を有するものであることからすると、本件商標の「ハイガード」の片仮名と「HIGUARD」の欧文字とは、同一の称呼を有するとしても観念において明らかに異なり、片仮名及び欧文字の文字の表示を相互に変更するものとは認められないから、「ハイガード」及び「High-guard」の商標又は「ハイガード」のみの商標は、本件商標と社会通念上同一のものとみることができない。

(3) したがって、原告は、本件審判請求の登録前3年以内に日本国内におい

て、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかが本件審判請求に係る指定商品について、本件商標の使用をしていることを証明したものと認めることはできず、また、原告は、本件商標を本件審判請求に係る指定商品に使用をしていないことについて、正当な理由があることを明らかにしていないので、本件商標の商標登録は、商標法50条1項の規定により本件商標の指定商品中「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート、繊維と貼り合わせたプラスチックシート、シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品、その他のプラスチック基礎製品」について、その商標登録を取り消すべきものである。

3 取消事由

本件商標の使用の有無に係る判断の誤り

【判 断】

当裁判所は、以下のとおり、本件審判請求の登録前3年以内に、日本国内において、本件商標の商標権者である原告が、本件審判請求に係る指定商品のうち、「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート」、「繊維と貼り合わせたプラスチックシート」及び「シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品」に属する商品について、本件商標の使用をしていることが証明されたものといえるので、当該証明がないとして、商標法50条1項の規定により本件商標の指定商品中「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート、繊維と貼り合わせたプラスチックシート、シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品、その他のプラスチック基礎製品」について、その商標登録を取り消すべきものとした本件審決は誤っており、取り消されるべきであると判断する。

1 本件各使用商標の使用の事実について

(1) 証拠（甲6ないし10、26ないし29）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告の前身である日本ウェーブロック株式会社は、プラスチックとファイバーの複合素材メーカーとして、昭和39年に設立されたが、平成17年4月に商号を「ウェーブロックホールディングス株式会社」に変更するとともに、純粋持株会社となった。これと同時に、ウェーブロックホールディングス株式会社の100%子会社である事業会社として、会社分割により、原告が設立された。

原告は、その設立以降、PVC（ポリ塩化ビニル）、EVA（エチレンビニルアセテート）等の合成樹脂を使用して加工したシート、フィルムやその成形品を、建設仮設資材、農業資材、工業材料等として製造・販売するなどの事業を行っている。

イ 原告は、「ハイガード」という商品名のターポリン（ポリエステル織布にPVC樹脂をコーティングしたシートで、ガレージ、野積みシート、トラッ

ク荷台カバー等の用途に用いられるもの。本件商品)を製造・販売しているところ、本件商品については、以下のとおり、商標が記載された商品カタログが作成、頒布されている事実がある。

(ア) 原告は、原告を製造元、ダイオ化成を発売元とする「ウェーブロックGTシリーズ」と題する、見開き4頁からなる商品カタログ(甲9カタログ)を、ダイオ化成とともに作成し、頒布した。

そして、甲9カタログには、その表紙の右下部に「ハイガード」の片仮名文字を青色のデザイン化された書体で記した商標(本件使用商標2)が記載され、その下に「防汚/無滴処理品」との記載がある。また、甲9カタログの見開きの中央下部にも本件使用商標2が記載され、その右横に「ポリエステルターポリン」との記載があり、その下方にサンプルとして生地見本が貼付されている。さらに、甲9カタログの裏面には、標準物性表が記載されているところ、その中には、「ボンガード ポリエステルターポリンシリーズ」の一つとして、品種欄に「Z T 2 6 0 0 Dハイガード」との記載がある。

また、甲9カタログの裏面右下端には、「220-3 IT1010」との記載がある。

(イ) 原告は、原告を製造元、ダイオ化成を販売元とする、冊子状の商品カタログ(甲10カタログ)を、ダイオ化成とともに作成し、頒布した。

そして、甲10カタログにおいては、その表紙に、商品の内容とその名称が4段に分けて青地に白抜きで記載されているところ、その3段目には、「防汚・ポリエステルターポリンシート」の名称として「ハイガード」の片仮名文字を青地に白抜きのゴシック体で記した商標(本件使用商標3)が記載されている。また、甲10カタログの目次には、項目として「防汚ターポリンシート(ハイガード/ニュー・ホワイトガード)」との記載があり、そのNO.15には、「品名」として「Z T 2 6 0 0 Dハイガード」との記載がある。さらに、甲10カタログの本文中のNO.15の頁の最上段には、「ハイガードZ T 2 6 0 0 D」との記載があり、同頁には、「品名」として「防汚ポリエステルターポリン(ハイガード)Z T 2 6 0 0 D」との記載のほか、商品の色、特性、用途例等の説明が記載されている。加えて、甲10カタログの裏表紙には、商品の名称を表す英語が4段に分けて青地に白抜きで記載されているところ、その3段目には、「H i g h - g u a r d N e w - w h i t e - g u a r d」の欧文字が記載されている。

また、甲10カタログの裏表紙右下端には、「228-1HT1207」との記載がある。

(2) 甲9カタログ及び甲10カタログが作成・頒布された時期について

甲9カタログ及び甲10カタログが作成された時期について、原告は、これらのカタログの裏面に記載された数字等の最後の4桁の数字が、これらのカタログが作成された西暦の年号の下2桁と月を表すものである旨主張するのに対

し、被告は、原告の上記主張を裏付ける証拠がないなどとしてこれを争うので、以下、この点について検討する。

ア 甲10カタログについて

(ア) 甲10カタログの裏表紙右下端には、「228-1HT1207」との記載があり、原告の上記主張に従えば、これは、同カタログの作成時期が2012年（平成24年）7月であることを表しているということになる。

他方、甲11は、ダイオ化成が印刷業者に対し、商品カタログ1000部の印刷を発注した際の注文書であるところ、当該発注の対象となった商品カタログが甲10カタログであることは、甲11の品名の記載が「ウェーブブロック、テクミラー、ボンガード短冊型カタログ」とされ、また、甲11にサンプルとして添付されたカタログの表表紙のデザインが甲10カタログの表表紙のデザインと一致することから明らかである。しかるところ、甲11の作成日付は、平成24年6月25日であるから、その後、これに近接した時期に甲10カタログが作成されたであろうことは、これを推認し得るところであり、そうすると、甲10カタログの裏表紙右下端の「228-1HT1207」との記載の末尾4桁の数字が当該カタログの作成時期が2012年（平成24年）7月であることを表すとする原告の主張は、甲11の内容と符合するものであって、これによって裏付けられるといえることができる。加えて、甲11には、発注者であるダイオ化成から印刷業者への指示事項として、「※表紙（裏面）の作成年月日の弊社NO. は、228-1HT1207です。」との記載が付記されており、「228-1HT1207」の記載がカタログの作成時期を表すことが示されていることから、原告の上記主張が裏付けられる。

これに対し、被告は、甲11について、その品名欄に「ハイガード」の記載がないこと及び甲11中の「※表紙（裏面）の作成年月日の弊社NO. は、228-1HT1207です。」との記載が意味不明であることから、注文書の記載として極めて不自然であり、その証拠価値には疑義がある旨主張する。

しかしながら、甲11においては、その1枚目品名欄に、甲10カタログの表表紙に4段に分けて記載された商品名のうち、「ウェーブブロック」（1段目）、「テクミラー」（2段目）及び「ボンガード」（4段目）の各商品名が記載され、かつ、その2枚目に、甲10カタログの表表紙と同一のデザインのサンプルが添付されているのであるから、甲11の品名欄の記載において、甲10カタログの表表紙に記載された残りの商品名である「ハイガード／ニュー・ホワイトガード」（3段目）の記載が省略されていたとしても、格別不自然なこととはいえない。

また、甲11中の「※表紙（裏面）の作成年月日の弊社NO. は、228-1HT1207です。」との記載は、その内容から見て、甲10カタログの印刷発注に当たって、当該カタログの作成時期を表す注文者独自のナンバ

一表示として、「228-1HT1207」との表示を付すよう印刷業者に指示する趣旨の記載であることが明らかであって、意味不明な記載などとはいえないから、この点においても、甲11に格別不自然な点があるとはいえない。

したがって、甲11の証拠価値に疑義があるとする被告の前記主張は採用できない。

(ウ) 以上によれば、甲10カタログの裏表紙右下端の「228-1HT1207」との記載のうち、末尾4桁の数字が、同カタログの作成時期が2012年（平成24年）7月であることを表しているとする原告の主張は、証拠による裏付けのあるものとしてこれを首肯することができるというべきである。

したがって、甲10カタログは、平成24年7月に作成されたことが認められ、また、そのころ、顧客等に対し頒布されたことが推認されるものといえる。

イ 甲9カタログについて

甲9カタログの裏面右下端には、「220-3 IT1010」との記載があり、原告の前記主張に従えば、これは、同カタログの作成時期が2010年（平成22年）10月であることを表しているということになる。

しかるところ、上記アで述べたとおり、甲10カタログにおいて、その裏表紙に記載された数字等の末尾4桁の数字が当該カタログの作成時期を表すものであることが認められることからすれば、甲10カタログと同様に、原告が製造元、ダイオ化成が発売元として表示され、共通する商品について作成された甲9カタログにおいても、同様の取扱いがされているものと考えるのが自然である。そして、このことは、原告が甲9カタログの最新版であるとして提出する甲27のカタログの裏面左下端に、同カタログの作成時期が2015年（平成27年）3月であることを表すものと考えられる、「220-5 IT-1503」の記載があることから裏付けられるところである。

以上によれば、甲9カタログにおいても、裏面右下端の「220-3 IT1010」との記載のうち、末尾4桁の数字が、同カタログの作成時期が2010年（平成22年）10月であることを表しているとする原告の主張は、これを首肯することができるというべきである。

したがって、甲9カタログは、平成22年10月に作成されたことが認められ、また、そのころ、顧客等に対し頒布されたことが推認されるものといえる。

(3) 以上の認定事実を総合すれば、本件商標の商標権者である原告は、本件審判請求の登録前3年以内である、平成22年10月ころ及び平成24年7月ころ、日本国内において、本件商品に関する広告又は取引書類に当たる甲9カタログ及び甲10カタログに、上記(1)イ(ア)及び(イ)のとおり本件使用商標

2及び3を付して、これを頒布することにより、本件使用商標2及び3を使用（商標法2条3項8号）したものと認められる。

なお、原告は、2005年（平成17年）2月に作成された甲8チラシにおいても、本件使用商標1を使用した旨主張するが、当該チラシが本件審判請求の登録前3年以内の時期に頒布されていたことを認めるに足りる証拠はないから、仮に、原告主張の事実が認められるとしても、本件審判請求の登録前3年以内における本件商標の使用の事実が認められることにはならない。

2 本件商品が本件審判請求に係る指定商品に属するか否かについて

(1) 本件審判請求に係る指定商品は、第17類「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート、繊維と貼り合わせたプラスチックシート、シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品、その他のプラスチック基礎製品」であるところ、これらの指定商品は、省令別表第17類4に定める「プラスチック基礎製品」の範ちゅうに属するものと認められる。

しかるところ、本件商標の商標登録出願時に施行されていた商標法施行令別表（平成18年政令第342号による改正前のもの。以下「政令別表」という。）の第17類は、その名称を「電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック」とされていること、省令別表第17類4の「プラスチック基礎製品」には、「板」、「帯」、「管」、「金属はくを蒸着したプラスチックシート」、「スポンジ体」、「積層板」「接着剤を塗布したプラスチックシート」、「繊維入り板」、「反射基剤を有するプラスチックシート」、「フィルム生地」、「棒」、「毛状プラスチック基礎製品」が含まれるとされていること、特許庁商標課編「商品及び役務の区分解説（国際分類第10版対応）」（乙5）において、「プラスチック基礎製品」（34A01）には、プラスチックの半加工品が該当し、成型等の加工を何ら施さない原料としてのプラスチックは第1類「原料プラスチック」に属し、第21類「プラスチック製の包装用容器」等の最終製品となったものは含まれないとされていることからすれば、省令別表第17類4の「プラスチック基礎製品」とは、原料としてのプラスチックや最終製品を除いた、プラスチックの半加工品を指すものと解すべきである。

したがって、本件審判請求に係る指定商品である第17類「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート、繊維と貼り合わせたプラスチックシート、シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品、その他のプラスチック基礎製品」に属するといえるためには、原料としてのプラスチックや最終製品ではなく、プラスチックの半加工品であることが必要と解される。

(2) 以上を踏まえて、本件商品が本件審判請求に係る指定商品に属するものか否かについて検討する。

ア 証拠（甲8ないし10、26、27）によれば、本件商品について、以下の事実が認められる。

(ア) 本件商品は、産業用強力ポリエステル平織り基布の全体（表面と裏面）をPVC（ポリ塩化ビニル）樹脂でコーティングしたシートであり、一般に「ターポリン」あるいは「ポリエステルターポリン」と呼ばれるものであるが、特に、表面に汚れを付きにくくするための防汚処理を、裏面に水滴のボタ落ちを防止するための無滴処理を施した点に特徴がある。

(イ) 本件商品の用途例としては、パイプ車庫やパイプ倉庫の覆い、野積みシート、カーテン（仕切り幕、風除け）、トラック荷台カバーなどがある。

(ウ) 本件商品は、幅185センチメートル、厚さ0.35センチメートルのシートが50メートルの巻物（ロール）になった状態で販売される。

イ 上記アによれば、本件商品は、プラスチックの一種であるPVC樹脂を主要な成分とする製品であるところ、ポリエステル織布にPVC（ポリ塩化ビニル）樹脂をコーティングするという加工を施したものであるから、原料としてのプラスチックでないことは明らかである。

また、本件商品は、上記ア(イ)のとおり、様々な用途において、それぞれ大きさや形状が異なる状態で使用されることが予定される場所、本件商品は、幅と厚さが一定で、長さが50メートルに及ぶシートが一巻きになった状態で販売されるものであることからすると、本件商品を購入した者がこれを種々の最終製品に加工して最終需要者に販売されることが予定されていると考えるのが自然である。そうすると、本件商品は、少なくとも専ら最終製品として販売されるというものではなく、その後の加工によって最終製品となる半加工品を含むものであると認められる。

してみると、本件商品は、本件審判請求に係る指定商品である「シート状…のプラスチック基礎製品」に属するものといえる。

また、本件商品は、ポリエステル繊維布地を合成樹脂であるPVC樹脂でコーティングすることにより、ポリエステル繊維布地をPVC樹脂が上下から挟んだ積層構造をなしているものといえるから、本件審判請求に係る指定商品である「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート」に属する。

さらに、本件商品は、ポリエステル繊維とプラスチックの一種であるPVC樹脂とを貼り合わせたシートといえるから、本件審判請求に係る指定商品である「繊維と貼り合わせたプラスチックシート」に属する。

ウ これに対し、被告は、ターポリンは、横断幕、テント生地、養生シート等の用途で、ロール状に巻いた状態の生地が、最終消費者に最終製品として販売されるものである旨主張し、これを証する証拠として、乙6及び7を提出する。

しかしながら、乙6は、「ターポリン」の語をインターネットで検索した結果を表示した画面であり、また、乙7は、インターネット上でターポリンを販売する業者のホームページ画面であるところ、これらから明らかになるのは、複数の業者が、ターポリンを、横断幕、テント生地、養生シート等の用途に使用される製品としてインターネット上で販売しているという事実

すぎず、このことから直ちに、本件商品を含むターポリン一般について、専ら最終製品として最終消費者に販売されていることが明らかになるというものではない。

したがって、被告の上記主張は、乙6及び7によって認められるものではなく、他にこれを認めるべき証拠もないから、これを採用することはできない。

エ 以上によれば、本件商品は、本件審判請求に係る指定商品のうち、「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート」、「繊維と貼り合わせたプラスチックシート」及び「シート状…のプラスチック基礎製品」のいずれにも属するものといえる。

3 本件使用商標2及び3が本件商標と社会通念上同一のものといえるか否かについて

商標法50条1項においては、使用の対象となる商標について、「登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）」と規定されており、「登録商標と社会通念上同一と認められる商標」も含むものとされている。

そこで、本件使用商標2及び3が本件商標と「社会通念上同一と認められる商標」といえるか否かについて、以下検討する。

(1) 本件商標は、いずれもゴシック体による、片仮名文字の「ハイガード」を上段に、欧文字の「H I G U A R D」を下段に配してなる商標である。これに対して、本件使用商標2及び3は、片仮名文字の「ハイガード」のみからなる商標である点において、本件商標と外観上の相違が認められることは明らかである。

一方で、本件商標の上段の「ハイガード」の4文字の片仮名文字と下段の「H I G U A R D」の7文字の欧文字は、欧文字1文字の大きさが片仮名1文字の約8割程度の大きさであるが、上段と下段との間隔は近接し、それぞれの文字部分の左右の幅は同一であり、その両端の位置がそろっており、全体として上段及び下段の文字部分がまとまりよく配置されていること、「G U A R D」(g u a r d)の語は、「警戒。監視。防御。」等の意味を有する英単語として我が国において一般的に認識されており、「H I G U A R D」の欧文字中の「G U A R D」の部分から「ガード」の称呼が自然に生じることからすると、「ハイガード」の片仮名文字は「H I G U A R D」の欧文字の表音を示したものとして、両者は一体的に把握され、本件商標全体から「ハイガード」の称呼が生じるものと認められる。また、本件使用商標2及び3から「ハイガード」の称呼が生じることは明らかである。そうすると、本件商標と本件使用商標2及び3の称呼は同一であることが認められる。

(2) そこで、本件商標と本件使用商標2及び3から生ずる観念の異同について検討する。

ア 片仮名の「ハイガード」から生ずる観念について

片仮名の「ハイガード」は、それ自体が辞書等に登載された既成の用語として特定の観念を有するものではない。

しかし、「ハイ」の部分は、英語の「h i g h」に由来し、「程度の高いこと。高度。高級。」などの意味を有する外来語として、また、「ガード」の部分は、英語の「g u a r d」に由来し、「警戒。監視。防御。」などの意味を有する外来語として、いずれも一般的に使用されていること（広辞苑第六版）、また、片仮名の「ハイ」は、例えば、「ハイスピード」、「ハイジャンプ」、「ハイクラス」などのように、その後続く外来語と結合して一連表記され、「高い○○」、「高度な○○」の意味で使用される用例が一般的にみられること（広辞苑第六版）からすれば、本件審判請求に係る指定商品である第17類「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート、繊維と貼り合わせたプラスチックシート、シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品、その他のプラスチック基礎製品」に係る取引者、需要者が、片仮名の「ハイガード」からなる商標に接した場合には、これを上記のような意味を有する「ハイ」の語と「ガード」の語が結合した用語として認識すると考えられる。そして、これを前提とすれば、片仮名の「ハイガード」からなる商標からは、「高度な防御」といった観念が生ずるといふべきであり、更には、これが上記指定商品に使用されることを想定すると、これらの商品の用途や性能等に関連した印象が生ずることの結果として、「物を保護する程度が高い。」といった観念が生ずるものと認めることができる。

イ 本件商標から生ずる観念について

片仮名の「ハイガード」からは、上記アのような観念が生ずるといえるところ、本件商標は、片仮名の「ハイガード」の下に「H I G U A R D」の欧文字が配されていることから、これらを全体としてみた場合にも、上記アと同様の観念が生ずるといえるかが問題となる。

そこで検討するに、前記(1)のとおり、本件商標の上段の「ハイガード」の片仮名文字は下段の「H I G U A R D」の欧文字の表音を示したものとして両者は一体的に把握されるものといえるから、本件商標に接した取引者、需要者においては、欧文字の「H I G U A R D」について、片仮名の「ハイガード」の「ハイ」の語に相応する「H I」の語と、片仮名の「ハイガード」の「ガード」の語に相応する「G U A R D」の語とが結合したものであることを自然に認識するというべきである。

そして、このうち、「G U A R D」の語が、「警戒。監視。防御。」等の意味を有する英単語として、我が国においても一般的に認識されていることは、前記(1)のとおりである。

次に、「H I」の語については、「やあ。」などの呼び掛けを表す間投詞に当たる英単語としての用例が一般的ではあるが、そのような間投詞が他の用語と結合して一連表記される用例は一般的ではないから、上記のように「G U A R D」の語と結合して一連表記された「H I」の語が、間投詞の「H I」の語であると認識されることは考え難い。他方、「h i」の語には、「高い。高度な。高級な。」等の意味を有する英単語「h i g h」の略語としての意味もあり（甲34），しかも、「h i」の語には、例えば、高品位テレビジョンの日本方式の愛称として「h i - v i s i o n」，高度先端技術を表すものとして「h i - t e c h（t e c h n o l o g yの略）」などのように、その後続く英単語と結合して一連表記され、「高度な〇〇」の意味で使用される用例が、我が国においても一般的にみられるところである（甲17，18）。

以上のような「H I」の語及び「G U A R D」の語に対する我が国における一般的な認識を前提とすれば、上記アのような観念が生ずるものと認められる片仮名の「ハイガード」の下に配された「H I G U A R D」の欧文字から構成された本件商標に接した本件審判請求に係る指定商品の取引者、需要者においては、これを上記用例と同様に、「H I」は「h i g h」の略語として認識し、あるいは「H I」の語から「h i g h」の語を想起又は連想し、本件商標は、「h i g h」の語を表す「H I」と「警戒。監視。防御。」等の意味を有する英単語の「G U A R D」とが結合して一連表記されたものであって、上段の「ハイガード」の片仮名と同様の意味を有するものとして認識するというべきである。

してみると、本件商標からは、片仮名の「ハイガード」単独の場合と同一の観念、すなわち、「高度な防御」あるいは「物を保護する程度が高い。」といった観念が生ずるものと認めるのが相当である。

これに反する被告の主張は、採用できない。

ウ 観念の同一性について

本件使用商標2及び3は、片仮名の「ハイガード」からなる商標であるから、これからは、前記アのとおり、「高度な防御」あるいは「物を保護する程度が高い。」といった観念が生ずる。また、本件商標からも、これと同一の観念が生ずることは、前記イのとおりである。

したがって、本件商標と本件使用商標2及び3は、そこから生ずる観念が同一であるというべきである。

(3) 以上によれば、本件商標と本件使用商標2及び3とは、前記(1)のとおりの外観上の相違が認められるものの、同一の称呼及び観念を生ずるものであることからすれば、本件使用商標2及び3は本件商標と「社会通念上同一と認められる商標」（商標法50条1項）に該当するというべきである。

4 結論

以上の次第であるから、本件商標の商標権者である原告は、本件審判請求の

登録前3年以内である平成22年10月ころ及び平成24年7月ころ、日本国内において、本件審判請求に係る指定商品のうち、「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート」、「繊維と貼り合わせたプラスチックシート」及び「シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品」について、本件商標と社会通念上同一と認められる商標の使用をしていることが認められる。

したがって、本件審決の判断には誤りがあり、原告主張の取消事由には理由がある。

よって、本件審決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 不使用取消の対象となった本件登録商標は、第17類に属する商品を指定した標章「ハイガード HIGUAD」であるところ、被告はその中の一部の商品について、不使用による登録取消審判を請求したところ、登録を取り消すとの審決がなされたので、これに対し不服の原告がその審決の取消しを求めたのが本件である。

ところで、審判部は、本件商標の下段の「HIGUARD」の欧文字は造語であり特定の観念を有しないものであるのに対し、上段の「ハイガード」の片仮名のみが表示される場合には「high guard」の欧文字を想起し、その発音を表記したものと容易に理解し、「ハイガード」の片仮名は「高いガード（保護）」の観念を有するのに対し、本件商標の上下2つの文字は、称呼は同一でも観念が異なるから、「ハイガード」及び「High-guard」の商標又は「ハイガード」のみの商標は、社会通念上同一のものと見ることはできないと認定した。しかしながら、これは奇妙奇天烈な理由であると思う。

これに対し原告は、本件商標と使用商標とは社会通念上同一と認められるべきものであると主張したところ、裁判所は原告の主張を全面的に認容し、審決は取消されたのである。

2. 裁判所は、審決において、(1)本件商標についての使用事実、(2)本件商品の本件審判請求に係る指定商品、(3)本件使用商標2・3と本件商標との社会通念上の同一性、に分説して説示しているが、争点は特に(3)にあるといえよう。

2. 1 裁判所はまず、原告が、本件商品に関する広告又は取引書類に当たる甲9カタログと甲10カタログに本件使用商標2と3を付して、これを頒布し使用していた事実（法2条3項8号）を認めたのである。

次に、本件商標登録が本件審判請求の使用商品を含むか否かについては、「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート」、「繊維と張り合わせたプラスチックシート」、「シート状・・・のプラスチック基礎製品」のいずれにも属するものといえると認定した。

さらに、本件使用商標 2・3 は、本件商標と社会通念上同一のものといえるか否かについて、裁判所は「『HI』は『high』の略語として認識し、あるいは『HI』の語から『high』の語を想起又は連想するところ、本件商標は、『high』の語を表す『HI』と『警戒。監視。防御。』等の意味を有する英単語の『GUARD』とが結合して一連表記されたものであり、上段の『ハイガード』の片仮名と同様の意味を有するものとして認識するというべきである。」と解し、本件商標からは「片仮名の『ハイガード』単独の場合と同一の観念、すなわち、『高度な防御』あるいは『物を保護する程度が高い』といった観念が生ずるものと認められるのが相当である。」から、本件商標と本件使用商標 2・3 は、そこから生まれる観念が同一であると認定した。

したがって、本件商標と本件使用商標 2・3 は、外観上の相違が認められるものの、同一の称呼と観念を生ずるものであるから、両者は「社会通念上同一と認められる商標」に該当すると認定したのである。

2. 2 以上の理由から、裁判所は、本件商標の商標権者である原告は、本件審判請求の登録前 3 年以内において、日本国内で、指定商品のうち、「繊維布地を合成樹脂で挟んでなる積層シート」, 「繊維と張り合わせたプラスチックシート」及び「シート状・フィルム状・フォイル状・テープ状のプラスチック基礎製品」について、本件商標と社会通念上同一と認められる商標の使用をしていると認められるから、本件審決の判断には誤りがあり、原告主張の取消し事由には理由があるとして、本件審決を取り消すとの判決をしたのである。妥当な判断というべきであろう。

3. 筆者が、最初に、審決の理由を奇妙奇天烈と評したのは、審判部では、本件商標の構成態様である「ハイガード」（上段）と「HIGUARD」（下段）とは、その観念（意味）が異なると解したことについてである。この誤解が、社会通念上同一のものと見ることができないとの認定になり、本件商標の登録取消の審決に至ったのである。

[牛木 理一]